

佐伯市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金

利子補給金の手続きについて

～手続きの流れ～

【新規・借換の方】

- 1 金融機関から「新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金」を借入後、なるべく早めに「佐伯市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金利子補給承認申請書（様式第1号）」と添付書類を市役所商工振興課へ提出してください。

※ 令和5年中の借入れについては令和5年12月末が最終の提出期限となります

※ 借換を行った場合も様式第1号の提出が必要です。



審査後、承認通知書（様式第3号）及び不承認通知書（様式第4号）のいずれかを通知します。

※令和4年までに借入を行った方で、既に承認通知書（様式第3号）を交付されている方については、「佐伯市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金利子補給承認申請書（様式第1号）」を提出する必要はありません。

- 2 令和6年1月中に、「佐伯市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金利子補給金交付申請書及び実績報告書（様式第5号）」と添付書類を市役所商工振興課へ提出してください。

※ 金融機関の証明が必要になります。



審査後、交付決定及び額の確定通知書（様式第6号）を通知します。

- 3 「佐伯市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金利子補給金交付請求書」を市役所商工振興課へ提出してください。



指定の口座へ、運転資金1,000万円までに対する利子分を振り込みます。